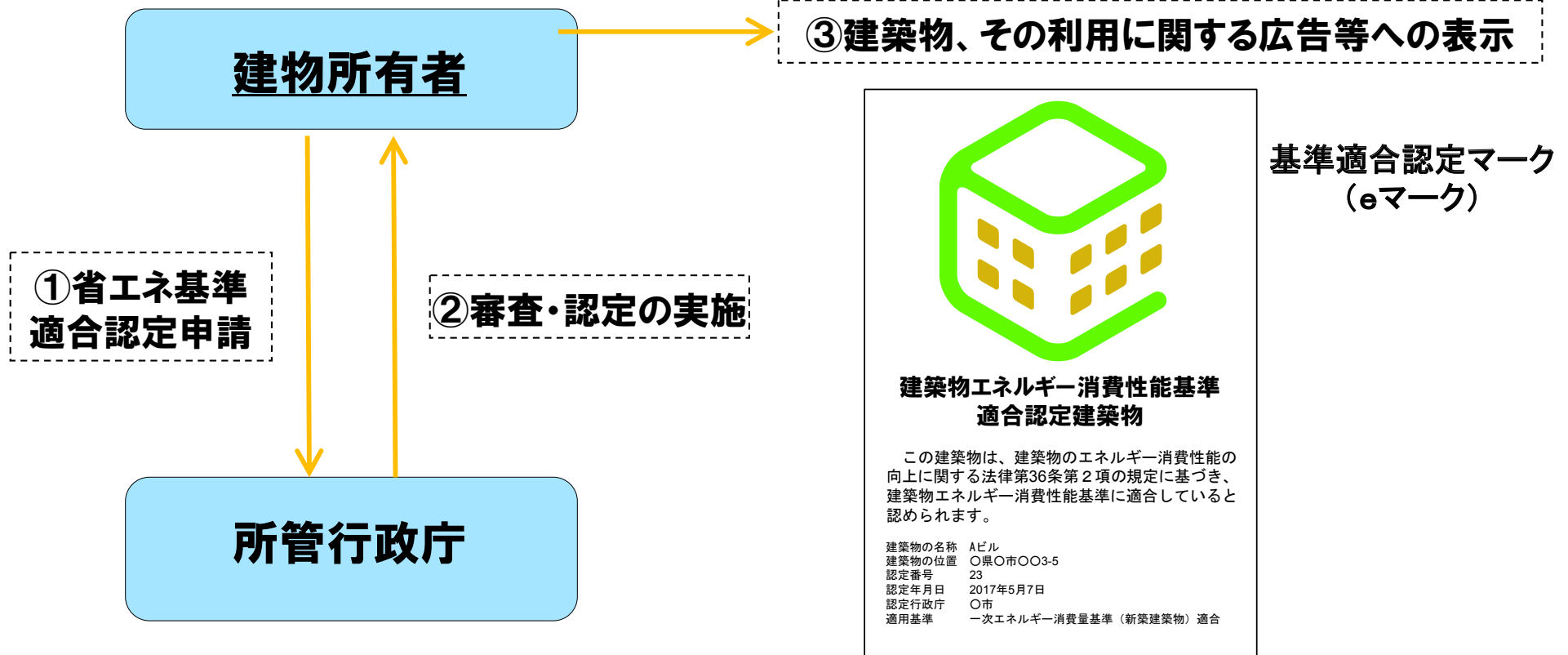


# 法第36条の基準適合認定・表示制度

- **建築物の所有者**は**申請**により、建築物が省エネ基準に適合している旨の**所管行政庁による認定**を受けることができる。
- 認定を受けた建築物、その利用に関する**広告等**については、**認定を受けた旨の表示(基準適合認定マーク)**をすることができる。

平成28年4月施行予定

## 表示スキーム



※36条表示は、7条表示ガイドラインで定める表示に該当